

第 3 節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和 6 年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越31件と新規申立て18件を合わせた49件で、そのうち、令和 6 年12月末までに、22件が終結した（第 9 表）。

2 再審査事件の終結状況

終結した22件は、棄却が 5 件、一部変更が 1 件、和解認定が13件、取下が 3 件であった（第 9 表）。

第9表 再 審 査 事 件 一 覧

(1) 前年からの繰越事件 (31件)

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T 事件	3 不52 H3. 11. 6 H8. 8. 20	1 ・ 2 ・ 3 全部救済	8 不再29 H8. 9. 2 係属中	使 1 ・ 2 ・ 3
2	E 事件	23不14 H23. 2. 4 H27. 2. 16	1 ・ 2 ・ 3 棄却	27不再10 H27. 2. 25 係属中	労 1 ・ 2 ・ 3
3	J 事件	29不30 H29. 4. 18 R3. 3. 25	1 棄却	3 不再11 R3. 4. 5 R6. 1. 26	労 1 和解認定
4	A 事件	31不 5 H31. 1. 29 R3. 6. 30	2 全部救済	3 不再19 R3. 7. 13 R6. 5. 20	使 2 和解認定
5	N 事件	2 不25 R2. 2. 10 R3. 8. 18	2 一部救済	3 不再30 R3. 8. 25 R6. 1. 23	使 2 棄却
6	K 事件	29不87 H29. 11. 28 R3. 11. 10	1 ・ 2 ・ 3 棄却	3 不再44 R3. 11. 24 係属中	労 1 ・ 2 ・ 3
7	D 事件	元不42 R1. 5. 29 R4. 3. 30	3 一部救済	4 不再13 R4. 4. 12 R6. 8. 19	使 3 棄却
8				4 不再14 R4. 4. 12 R6. 8. 19	労 3 棄却

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	U事件	29不31 30不10 H29. 4. 24 H30. 2. 8 R4. 4. 14	1 ・ 3 棄却	4 不再18 R4. 4. 26 R6. 7. 11	労 1 ・ 3 棄却
10	O事件	元不54 R1. 7. 5 R4. 5. 26	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	4 不再24 R4. 6. 8 R6. 4. 18	使 1 ・ 2 ・ 3 一部変更
11	T事件	2 不40 3 不27 R2. 4. 20 R3. 4. 2 R4. 8. 24	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	4 不再34 R4. 9. 5 R6. 11. 7	労 1 ・ 3 取下
12	U事件	2 不24 R2. 3. 16 R4. 11. 25	2 全部救済	4 不再37 R4. 12. 7 係属中	使 2
13	A事件	30不31 H30. 4. 12 R4. 12. 7	1 ・ 3 一部救済	4 不再42 R4. 12. 20 係属中	労 1 ・ 3
14	F事件	3 不60 R3. 8. 23 R5. 1. 26	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	5 不再 4 R5. 2. 8 R6. 3. 11	労 1 ・ 2 ・ 3 和解認定
15	A事件	3 不23 R3. 3. 29 R5. 3. 14	1 ・ 3 一部救済	5 不再10 R5. 3. 24 R6. 1. 29	労 1 ・ 3 和解認定
16				5 不再11 R5. 3. 28 R6. 1. 29	使 1 ・ 3 和解認定

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
17	J 事件	29不30 H29. 4. 18 R5. 5. 31	2 ・ 3 全部救済	5 不再18 R5. 6. 13 R6. 1. 26	使 2 ・ 3 和解認定
18	Y 事件	2 不80 R2. 9. 1 R5. 6. 1	1 一部救済	5 不再16 R5. 6. 7 係属中	使 1
19				5 不再19 R5. 6. 14 係属中	労 1
20	J 事件	2 不110 R2. 12. 21 R5. 6. 7	1 ・ 3 全部救済	5 不再17 R5. 6. 9 係属中	使 1 ・ 3
21	C 事件	2 不53 R2. 6. 11 R5. 6. 30	2 一部救済	5 不再21 R5. 7. 13 R6. 5. 17	労 2 和解認定
22	T 事件	31不 4 H31. 1. 24 R5. 7. 11	1 ・ 3 棄却	5 不再22 R5. 7. 19 R6. 7. 20	労 1 ・ 3 棄却
23	U 事件	3 不 3 R3. 1. 12 R5. 9. 7	1 ・ 3 全部救済	5 不再30 R5. 9. 19 R6. 12. 10	使 1 ・ 3 和解認定
24	N 事件	3 不35 R3. 5. 7 R5. 10. 12	2 棄却	5 不再33 R5. 10. 23 R6. 8. 5	労 2 和解認定
25	N 事件	2 不 8 R2. 1. 31 R5. 11. 1	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	5 不再35 R5. 11. 7 R6. 4. 12	使 2 和解認定

順 次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
26	S 事件	3 不71 R3. 10. 4 R5. 11. 8	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	5 不再36 R5. 11. 24 R6. 12. 17	労 2 和解認定
27	W 事件	2 不107 R2. 12. 14 R5. 11. 14	2 ・ 3 一部救済	5 不再38 R5. 11. 27 係属中	使 3
28				5 不再39 R5. 11. 28 係属中	労 2 ・ 3
29	S 事件	元不87 R1. 11. 27 R5. 11. 29	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	5 不再41 R5. 12. 7 係属中	使 1 ・ 3
30				5 不再43 R5. 12. 13 係属中	労 2 ・ 3
31	L 事件	4 不14 R4. 3. 11 R5. 12. 13	2 棄却	5 不再45 R5. 12. 19 R6. 8. 2	労 2 取下

(2) 令和6年の申立事件 (18件)

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	N事件	4 不43 R4. 7. 27 R6. 1. 11	2 棄却	6 不再 1 R6. 1. 15 R6. 8. 6	労 2 取下
2	C事件	3 不17 R3. 3. 22 R6. 2. 5	2・3 棄却	6 不再 6 R6. 2. 16 R6. 12. 12	労 2・3 和解認定
3	P事件	2 不41 4 不80 5 不 4 R2. 4. 23 R4. 12. 20 R5. 1. 23 R6. 3. 6	1・3・4 棄却	6 不再 9 R6. 3. 18 係属中	労 1・3・4
4	N事件	2 不98 R2. 11. 6 R6. 3. 18	2・3 全部救済	6 不再11 R6. 4. 1 係属中	使 2・3
5	C事件	4 不55 R4. 9. 21 R6. 3. 28	2 棄却	6 不再16 R6. 4. 10 R6. 9. 10	労 2 和解認定
6	G事件	3 不82 R3. 11. 29 R6. 4. 11	2・3 棄却	6 不再18 R6. 4. 19 係属中	労 2・3

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
7	N事件	3 不57 R3. 8. 13 R6. 4. 30	3 一部救済	6 不再20 R6. 5. 2 係属中	使 3
8				6 不再22 R6. 5. 15 係属中	労 3
9	N事件	2 不 6 R2. 1. 28 R6. 5. 23	1 ・ 2 一部救済	6 不再26 R6. 6. 6 係属中	労 1 ・ 2
10	K事件	4 不12 R4. 3. 3 R6. 6. 19	2 棄却	6 不再28 R6. 7. 3 係属中	労 2
11	M事件	3 不43 R3. 6. 17 R6. 8. 7	2 棄却	6 不再36 R6. 8. 21 係属中	労 2
12	Z事件	3 不95 R3. 12. 17 R6. 9. 2	2 ・ 3 全部救済	6 不再40 R6. 9. 12 係属中	使 2 ・ 3
13	M事件	2 不85 R2. 9. 4 R6. 9. 5	1 ・ 3 全部救済	6 不再42 R6. 9. 13 係属中	使 1 ・ 3
14	H事件	4 不47 R4. 8. 29 R6. 9. 5	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	6 不再43 R6. 9. 18 係属中	使 2
15				6 不再45 R6. 9. 20 係属中	労 1 ・ 2 ・ 3

順 次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
16	B 事件	4 不20 R4. 4. 4 R6. 9. 6	1 ・ 2 ・ 4 棄却	6 不再44 R6. 9. 17 係属中	労 1 ・ 2 ・ 4
17	S 事件	元不95 R1. 12. 27 R6. 10. 8	2 棄却	6 不再49 R6. 10. 23 係属中	労 2
18	F 事件	4 不79 R4. 12. 19 R6. 10. 24	1 ・ 2 ・ 3 一部救済	6 不再50 R6. 11. 5 係属中	使 1 ・ 2 ・ 3